

別紙(受講料等のお知らせ)

* 申込書と一緒に提出してください。

* 会社で複数人一括申請する場合は、別紙の提出は1枚で結構です。

建築物石綿含有建材調査者講習（一般）

受講料（税込み）	45,500円	
テキスト代(税込み)	非 会 員	5,775円
	会 員	2,590円

① 講習の受付は先着順です。

受講料・テキスト代を納入、申込書等必要な物を提出した先着順で受付します。

申込みの受付期間は、**講習日の20日前**です。受付期間内でも定員に達した場合は締切ります。

＜申込に必要なもの＞

① 申込書 ② 受講票（※①②は写真各1枚貼付）

③ **講習申込み・受講について(承諾書)**

④ 別紙(受講料等のお知らせ)

⑤ 本人確認書類の写し【本人の顔写真のある公的なものを原則とします(自動車運転免許証、マイナンバーカード(表面のみ)など) * 顔写真のない身分証明書の場合は2点必要です。】

⑥ 旧姓・通称の併記を希望する場合は、公的機関の証明書(住民票の写し等)で、旧姓・通称が確認できるものが必要です。

※⑤⑥⑦は必要書類添付欄に貼り付けてください。

⑦ 受講に必要な資格証等の写し

⑧ 郵送でお申込みの場合は、**返信用封筒(定形)** * 1人1通

(返信用封筒には、受講票送付先住所・宛名を記入、切手110円を貼付してください。)

＜受講料・テキスト代のお支払いについて＞

a b c のいずれかの方法で、**受講料・テキスト代**を納入してください。

該当する記号を○で囲んでください。

a 建災防香川支部の窓口で現金払い(申込書と一緒に持参)

b 現金書留

c 銀行振込み *** 専用の振込用紙はありません。**

*** 振込受領書(振込明細書)等の写しを同封してください。**

【振込先: 百十四銀行 高松支店 普通 0758764】

* 振込手数料はご負担願います。

② 請求書または領収書が必要な場合は、○印をしてください。

	請求書が必要(振込確認後、受付します。) (注) 受付は申込書等の提出と入金が完了した先着順となります。 ◎ 請求書はFAXでおくります。FAX番号を必ず下記に記入してください。 ◎ 請求書の郵送を先にご希望の方は請求書送付用封筒(宛名記入切手貼付)を同封してください。※FAXでお送りした請求書の原本は入金確認後、受講票に同封して郵送します。
	FAX番号:
	領収書が必要 領収書の宛名: 該当するものに○印をしてください。 ①会社名 ② 個人名 ③その他()

(建築物石綿含有建材調査者講習(一般))受講申込書

受付
番号

※太枠内のみ記入

受 講 日	令和7年12月22日 ~ 令和7年12月23日			顔写真 (カラー・1枚) 3.0×2.4cm 裏面に氏名を 記入してのり づけ(1枚)
フリガナ				
受 講 者 氏 名				
旧姓・通称	※修了証に旧姓又は通称の併記を希望する場合のみ、ご記入ください。			
生 年 月 日	(歳)			
受 講 者 住 所	〒 —			
電 話 番 号			※緊急時に連絡がとれる電話番号を記入してください。	
所 属 事 業 所	会 社 名			
	所 在 地	〒 —		
	担当者名			
	電 話		F A X	
修了証明書 送付先	※いずれかに✓してください。 ☐ 所属事業所 ☐ 現住所(自宅) ☐ その他(住所:〒)			
(申込日) 年 月 日 建設業労働災害防止協会香川支部長 殿 記載事項に虚偽等があった場合、法律に基づく処罰があっても異議申し立ては致しません。 受講者氏名(自署)				

【申込書記入にあたっての注意事項】

※別紙をご確認ください。

※事務局 記入欄	一部免除	有	無	建災防 香川支部	会員	非会員
-------------	------	---	---	-------------	----	-----

【受講資格】

下記の受講記号(1)から(12)のうち該当する記号に○印を付けて下さい。また、添付書類等欄にて求められている証明書類を申込書に添付して下さい。

受講 記号	受講資格	添付書類等
(1)	労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者	修了証の写し
(2)	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者	卒業証書写し又は卒業証明書及び実務経験証明A
(3)	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。(4)において同じ。)、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者	卒業証書写し又は卒業証明書及び実務経験証明A
(4)	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者((3)に該当する者を除く。)	卒業証書写し又は卒業証明書及び実務経験証明A
(5)	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者	卒業証書写し又は卒業証明書及び実務経験証明A
(6)	建築に関して11年以上の実務の経験を有する者	実務経験証明B
(7)	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務を有する者	左記に示す技能講習修了証写し及び実務経験証明C
(8)	建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者	実務経験証明D
(9)	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して2年以上の実務経験を有する者	実務経験証明D
(10)	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	実務経験証明E
(11)	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	実務経験証明D
(12)	第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であつて、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験を有する者	左記に示す登録証の写し及び実務経験証明C

受講者氏名	
-------	--

(注)受講者が一人親方等個人事業主又は個人の場合は記入方法が異なりますので、建災防香川支部
(Tel:087-821-5243)へお問合せください。

実務経験証明欄A:受講資格(2)(3)(4)(5)の実務経験証明欄

受講資格に必要な学歴		科卒業
(卒業証書の写し又は、卒業証明書のいずれかを必ず添付すること。)		
建築に関する実務経験年月		
年	月	～ 年 月 (年 月)
受講資格において定められた、上記の実務経験年月に相違ないことを証明します。		
事業所名		
代表者役職・氏名		印
所在地		

実務経験証明欄B:受講資格(6)の実務経験証明欄

建築に関して11年以上の実務経験		
年	月	～ 年 月 (年 月)
受講資格において定められた、上記の実務経験年月に相違ないことを証明します。		
事業所名		
代表者役職・氏名		印
所在地		

実務経験証明欄C:受講資格(7)(12)の実務経験証明欄

建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験		
年	月	～ 年 月 (年 月)
(労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習修了証の写し、又は作業環境測定士登録証の写しを必ず添付すること。)		
受講資格において定められた、上記の実務経験年月に相違ないことを証明します。		
事業所名		
代表者役職・氏名		印
所在地		

実務経験証明欄D:受講資格(8)(9)(11)の実務経験証明欄

建築行政又は、環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)又は、労働基準監督官のいずれかにおいて2年以上の実務経験年月		
年	月	～ 年 月 (年 月)
受講資格において定められた、上記の実務経験年月に相違ないことを証明します。		
行政機関名		
代表者役職・氏名		印
所在地		

実務経験証明欄E:受講資格(10)の実務経験証明欄

受講資格において定められた、労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であったことを証明します。		
行政機関名		
代表者役職・氏名		印
所在地		

必要書類添付欄

- 本人確認のための書類の写し（本人の顔写真のある公的な身分証明書を原則とします。）
- 旧姓・通称の併記を希望する場合は、公的機関の証明書の写し
- 受講資格及び受講科目が一部免除できる資格を証明する書類の写しなど

* 申込書と一緒に提出してください。受付後返送します。

建築物石綿含有建材調査者講習(一般) 受講票

※受付番号 (記入しないでください。)				顔写真(カラー) 3.0×2.4cm 1枚 裏面に氏名記入 のりづけ	※申請6ヵ月以 内に撮影した無 背景、正面、脱 帽、サングラス不可
受 講 者	フリガナ				
	氏 名 (自 署)				
	生年月日	S・H・R	年 月 日		
	現住所	〒			
	修了証明書送付先	☐ 所属事業所 ☐ 現住所(自宅) ☐ その他 *いずれかに✓してください。 (送付先の住所を必ず記入してください。(現住所以外の方)) 〒			

※氏名、生年月日、現住所は修了証に記載されますので、申込書と相違ないように正確に記入してください。

修了証明書発行後の訂正は、再交付手数料(¥1,650)が必要になります。

1. 講 習 日 令和 7 年 12 月 22 日 9 : 00 ~ 16 : 50
23 日 9 : 00 ~ 18 : 00

2. 講習会場 香川県建設会館 7 階 (高松市磨屋町6-4)
* 駐車場はありません。

3. **必ず時間までにきてください。遅刻した場合は受講できません。早退も同様です。
所定の時間を受講しなければ、修了試験は受験できませんので、ご注意ください。**

4. 持参物 : 受講票、筆記用具(HBから2B程度の鉛筆・消しゴム・ボールペン)

5. テキストは当日お渡しします。

＜注意事項＞ ※2枚目の注意事項も必ずご覧ください。

- ① 開講日の前々日(土日を除く)までに連絡がなければ、受講の取消し(返金)及び受講日の変更はいたしません。
受講者の変更は開講日の10日前までに連絡があれば可能です。但し、変更は1回限りです。
2回目以降の変更、受講料の返金はいたしません。無断欠席の場合は、受講料の返金及び変更はいたしません。
- ② 学科試験は、受験した各科目の点数の合計をもって満点とし、各科目の得点が各科目の配点の40%以上であって、かつ、得点の合計が受験した科目の合計点の60%以上である場合を合格とします。
- ③ 記載事項を訂正する場合は、訂正印が必要です。変更・訂正がある場合は、印鑑を持参してください。

＜お申込み・問合せ先＞

建設業労働災害防止協会香川支部

〒760-0026 高松市磨屋町6-4 3階 TEL 087-821-5243

【申込書記入にあたっての注意事項】

1. 顔写真は申請前6ヶ月以内に撮影した正面、脱帽、無背景のもの。サングラス(色付きレンズ)不可。
 2. **申込書と受講票**に写真を貼付し、必要事項をボールペンで記入して提出してください。
 3. **受講に必要な資格の証明書の写しを必要書類添付欄に貼付してください。**
 4. 本人確認書類の写は、必要書類添付欄に貼付してください。
【本人確認書類は、顔写真のある公的なものを原則とします。(自動車運転免許証、マイナンバーカード(表面のみ)等) 顔写真のない身分証明書の場合は2点必要です。(健康保険証、住民票(マイナンバーの記載がないもの)等)】
外国籍の方は、在留カードの写しが必要です。
 5. **受講者氏名の漢字は、本人確認書類に記載されている同じ漢字で記入してください。(高、崎など)**
WEB予約からお申込みされる方で、氏名の正しい漢字が入力できない場合は、手書きで修正してください。
(例: 高一高)
 6. 旧姓・通称の併記を希望する場合は、旧姓、通称が確認できる公的書類の写しが必要です。
 7. 申込書の記載事項を訂正する場合は、受講者氏名(自署)のあとに捺印後、同じ印鑑で訂正印が必要です。
(修正テープ使用不可) 実務経験年数の欄を訂正する場合は、事業主証明印(または第三者証明印)での訂正印が必要です。
事業主において虚偽の証明をしたことが後日判明した場合は、発行済みの修了証は無効となります。
 8. 事務局記入欄は記入しないでください。
- ※記入していただいた各項目は、この事業以外では一切使用いたしません。

※申込書と一緒に必ず提出してください。

建災防香川支部の講習申込み・受講について

建設業労働災害防止協会香川支部
建災防香川支部の講習を申込み・受講する場合は、下記の注意事項・禁止事項を理解した上で、
会社名欄・受講者署名欄に記入、押印してください。署名・押印がない場合は受付できません。

◎本講習を受講するにあたっての**注意事項・禁止事項**です。必ず守って下さい。

技能講習・特別教育の受講時間については 労働局より受講時間の厳守を指導されています。
遅刻、居眠り、スマートフォン等の使用、途中退席は受講時間不足となり失格となります。
講習が始まるまでに事前連絡がなく、無断欠席の場合は、受講料の返金及び受講日の変更は
いたしません。

◆遅刻者について

- ① 講習開始時間までに受付を済ませてください。遅れた方は受講できません。
- ② 休憩時間後も講習開始時間に遅れた場合は、その後の講習は受講できません。

◆講習中の注意事項

- ① スマートフォン、携帯電話、タブレット等の通信機器について
マナーモードにしてカバンなどにしまってください。
講習中の使用や机の上に置くことは禁止です。
注意しても改善されない場合は、退出していただく場合があります。
- ② 居眠りについて
居眠りをしていると思われる場合は、講習管理者や講師が声をかけます。
注意しても改善されない場合は、退出していただく場合があります。
- ③ 退席者について
途中退席者も失格となります。トイレ、電話、喫煙などは休憩時間中に済ませてください。
- ④ 受講中は、帽子等は脱いでください。(やむを得ない理由がある場合は申し出てください。)
- ⑤ 受講中の私語は禁止です。

◆コロナウイルスなどの感染予防について

- ① 感染者が増えた場合には全員にマスクの着用をお願いする場合があります。
- ② 本人確認のため、マスクを一時的に外していただくことがあります。

※特別教育は、講習内容が理解できていなかったり、実技の操作等が合格基準を満たして
いない場合は、修了証を交付できません。

※緊急な要件で退席する場合は講習管理者の許可を受けてください。

※講習管理者、講師、当支部事務局の指示に従わない場合、当該講習は失格となり退出
していただきます。再度受講を希望する場合は、新規の申込み(有料)が必要となります。

上記の注意事項・禁止事項について承諾して申込みます。

年 月 日

会社名

代表者名

受講者氏名（自署）

会社
印